**北山地区地域振興会議　規約**

（目的）

第１条　住民自らが、自治の精神に則り、その知恵と行動を結集し、市民・地域と行政とによる協働の豊かな地域を実現するために、北山地区地域振興会議を設置する。

（名称及び所在地）

第２条　この地域振興会議の名称は北山地区地域振興会議（以下「振興会議」という。）とし、事務所を八女市立花町北山２６９２－１ 北山コミュニティセンター内に置く。

（基本方針）

第３条　振興会議の基本方針は、次のとおりとする。

　（１）住民自らの決定と責任による地域づくり（住民自治）

　（２）次世代の幸福を考えた将来計画づくり（計画策定）

　（３）ふれあいを大切にした交流の場づくり（地域内交流・都市との交流）

　（４）人・暮らし・自然・文化・農林業等を利用した地域づくり（地域経営）

　（５）人を大切にし、ふれあいの輪が広がる地域づくり（心の交流）

（組織及び会議）

第４条　振興会議は、北山地区のすべての住民と入会を希望する者及び地域で活動する団体などを構成員とし、総合調整のため総会、運営委員会及び役員会を置く。

（総　会）

第５条　総会は、役員及び運営委員で構成し、毎年１回４月より５月までの間に開催する。

但し、役員会で必要と認めた場合または、運営委員総数の３分の２以上の請求があった場合には、臨時総会を開催することができる。

（総会の決議事項）

第６条　次の事項は、総会の議決を得なければならない。

　（１）前年度事業報告並びに収支決算

　（２）当該年度事業計画並びに予算

　（３）役員の承認

　（４）その他役員会が必要と認めた事項

（運営委員会）

第７条　運営委員会は、次の者により構成する。

　（１）行政区長及び区長

　（２）地域で活動する団体等の長、若しくは団体等より推薦を受けた者。

（３）構成員のうち行政区長より推薦を受けた者、若しくは第１条の目的を達成するため自ら運営委員として活動する意思がある者。

　２　運営委員会は、おおむね２カ月に１回開催する。但し、会長が必要と認めた場合または、運営委員の総数の３分の２以上の請求があった場合には、臨時の運営委員会を開催することができる。

　３　運営委員会は、運営委員総数の２分の１以上の出席により成立する。

（役　員）

第８条　振興会議に、次の役員を置く。

　（１）会　　長　　　　　　　　　　１名

　（２）副 会 長　　　　　　　　　若干名

（３）事務局長・事務局次長　　各々１名

（４）会　　計 　 　 　１名

（５）部 会 長　　　　　　　　　若干名

（６）監　　事　　　　　　　　　　２名

（７）理　　事　　　　　　　　　若干名

　２　会長の選出については、各団体の代表者で構成する選考委員会を設置し、選出する。

　３　役員は運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

（役員会）

第９条　役員会は前条第１項に掲げる者をもって構成する。

　２　役員会は必要に応じ会長が召集する。

（役員会の任務）

第１０条　役員の任務は次のとおりとする。

　（１）会長は振興会議を代表し、会務の統括を行う。

（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

（３）事務局長は振興会議の事務を統括する。

（４）会計は経理を担当する。

（５）理事は、振興会議の運営にあたる。

（６）部会長は各専門部会を代表する。

（７）監事は会計を監査する。

（役員会の任期）

第１１条　役員の任期は２年とし、再選は妨げない。但し、欠員が生じ補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

（顧　問）

第１２条　振興会議に顧問を置くことができる。

　２　顧問は、会長が委嘱する。

　３　顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

（アドバイザー）

第１３条　振興会議には、構成員以外にあっても第１条に掲げる目的を達成するにあたり高い見識を持つ者を、アドバイザーとして受け入れることができる。

（専門部会）

第１４条　振興会議には、第１条に掲げる目的を達成するための調査・研究を行う専門部会を置くことができる。

（資金等）

第１５条　運営資金については、事業収益、補助金及びその他の収益をもって充てる。

（事業年度）

第１６条　事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。但し、初年度においては設立時からとする。

（その他）

第１７条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会で決定する。

　　附　則

　１.この規約は、平成１８年２月４日から施行する。

　１.改正　　　　平成２４年５月７日総会

　１改正　　　平成３０年５月８日総会

○旅費手当支給内規

　　　役員が機関会議・研修会等へ出席又は参加する場合の手当(旅費・ガソリン代等)については、その実態に応じ、三役会で金額を決定し支給する。

この内規は、平成２４年５月７日から施行する。

○慶弔内規

　　　慶弔費については、三役会で金額を決定し支給する。

慶弔の範囲は、役員本人及びその配偶者並びに同居の一親等以内の親族とする。

この内規は、平成２４年５月７日から施行する。